

令和3年度  
大村市小規模保育事業指導監査  
監査結果報告書

(令和4年3月)

大村市 こども政策課  
管理グループ 監査担当

## 1 小規模保育事業指導監査の概要

### 1. 基本方針

小規模保育事業所を利用する園児及び保護者の安心・安全と、事業の適正かつ継続的な運営を担保するため、児童福祉法、大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「基準条例」という。)等に基づき、令和3年度小規模保育事業指導監査実施計画に定める重点事項を中心に適合状況を把握し、改善を要する項目について指摘や助言等の指導を行いました。

### 2. 指導監査の重点事項

#### (1) 職員の適正配置(雇用・勤務)

- ・基準条例に定める基準を満たす職員を雇用しているか。また、常に適正な運営が確保されるだけの職員が勤務しているか。

#### (2) 保育の計画及び自己評価

- ・保育課程に基づき、園児の発達過程や日々の生活等に応じた長期的(年・月)及び短期的(週・日)な指導計画を作成しているか。
- ・保育士等による自己評価を実施し、専門性の向上や保育実践の改善に努めているか。
- ・保育計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、事業所の保育の内容等について、自ら評価を行い保育の質の向上に努めているか。

#### (3) 食事の提供について

- ・食材管理及び調理並びに調理室、調理設備等の衛生管理が適切な方法で実施され、実施状況が記録されているか。
- ・園児に提供する全ての飲食物について、提供前の検食及び検食の記録、原材料及び調理済み食品の保存を適切に実施しているか。

### 3. 指導監査の実施状況

令和3年度小規模保育事業等指導監査の実施状況は、表1の通りです。

市が認可する全ての小規模保育事業(16施設)に対して、法令に基づく保育の実践及び事業運営の状況等について実地監査又は書面監査を実施しました。

(表1) 令和3年度小規模保育事業指導監査の実施状況

#### 【 実地監査 】

実施日	園名	法人名
8月 5日	院内保育園さくら保育園	公益社団法人 地域医療振興協会
8月 26日	かめりあ三城保育園	社会福祉法人 カメリア
8月 26日	かめりあ三城第二保育園	社会福祉法人 カメリア
9月 2日	かめりあ上諏訪保育園	社会福祉法人 カメリア
9月 9日	すこやか保育園	社会福祉法人 西大村福祉会
9月 22日	ちぎのもり保育園	株式会社 創遊舎
10月 7日	小規模保育園キッズホーム	社会福祉法人 大村子供の家
10月 28日	小規模保育園いるか	株式会社 りぼん
11月 4日	小規模保育所つぼみのおうち	社会福祉法人 わかば保育園
11月 18日	ちいさな保育園マーナ	社会福祉法人 遊亀会
12月 15日	小規模保育園どんぐり	社会福祉法人 植松保育園
12月 16日	かめりあ保育園	社会福祉法人 カメリア
12月 23日	とみのはら保育園	社会福祉法人 とみのはら福祉会

#### 【 書面監査 】

同法人かつ実地監査を実施した事業所に隣接する事業所(3施設)については、書面監査を行いました。

園名	法人名
小規模保育園まつぼっくり	社会福祉法人 植松保育園
かめりあ第二保育園	社会福祉法人 カメリア
たけまつちっち保育園	社会福祉法人 とみのはら福祉会

## 2 指導監査の結果

### 1. 主な指摘事項について

本年度の指導監査において、法令等に違反があり文書指摘を行った項目、違反の程度が軽微であり口頭指摘を行った項目、それぞれの指摘件数は、表2の通りです。各指摘事項の詳細については別表1に記載しています。

文書指摘事項については、小規模保育事業指導監査実施計画に基づき、期限を定めて改善報告書の提出を求めており、既に一定の改善を確認しています。

違反の程度が軽微である口頭指摘事項については、速やかに自主的な是正又は改善を行うこととしており、小規模保育事業全体の保育の内容及び質の向上並びに事業運営の適正化を図っています。

(表2) 主な指摘事項と指摘件数

項目	(別表1項目No.)	文書指摘	口頭指摘
運営規程について	No. 1、3	2件	0件
重要事項説明書について	No. 2、3	3件	4件
各種規則等の内容及び整備	No. 4	4件	3件
連携施設に関する協定書等	No. 5	1件	11件
労務管理(各種届出・労働条件等)	No. 6	1件	5件
職員の健康診断	No. 6	0件	5件
保育士証等の整備状況	No. 7	1件	5件
領収書等の交付	No. 8	0件	1件
非常災害対策及び不審者対策	No. 9	1件	8件
虐待等の禁止	No. 10	0件	1件
衛生管理及び害虫駆除等	No. 11	0件	2件
食事提供及び栄養管理等	No. 12	0件	7件
自己評価	No. 13	0件	2件
苦情対応	No. 14	0件	1件
園児の健康診断等	No. 15	0件	5件
事故発生防止	No. 16	0件	6件
職員の配置基準	No. 17	3件	0件

### 3 令和4年度 小規模保育事業指導監査について

#### 1. 監査方法

指導監査は原則として毎年度1回実施します。

事前に監査資料を書面で提出していただき、実地にて施設・設備、帳簿等の確認及び施設長等からの聞き取りを行う実地監査、又は事前に提出いただいた監査資料及び添付書類等に基づき確認を行う書面監査を実施、その後監査結果を書面で通知します。

文書指摘事項については改善報告書を提出していただきます。

#### 2. 監査スケジュール

##### ・指導監査等の流れ

- ① 5月に小規模保育事業指導監査資料及び監査実施日程表を市より各園へ送付
- ② 各園は7月上旬頃に小規模保育事業指導監査資料を市へ提出
- ③ 市は監査実施の1カ月前までに園へ監査実施通知を送付
- ④ 小規模保育事業指導監査資料の内容を確認した上、実地にて各種帳簿をもとに確認
- ⑤ 指導監査後に講評を行い、状況に応じて各指導助言等を実施
- ⑥ 指導監査結果の通知を送付

##### ・令和4年度スケジュール(予定)

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
監査資料 配布		監査資料 提出	指導監査 (8月～2月)							R4監査結果 まとめ R5実施計画

#### 3. 監査実施期日について

令和4年度の小規模保育事業指導監査も、感染症対策を講じながら実地により行う予定です。同じ法人で監査対象の事業所が隣接する場合には、どちらか一方を実地監査とし、もう一方を書面監査とする場合もあります。

監査実施の概ね1カ月前までには、正式な通知を送付いたします。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大状況により監査日程及び監査形態を変更する可能性もあります。その際は事前に連絡させていただきますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。